



厚生労働省福島労働局発表  
平成27年7月3日

担  
当

福島労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 清水俊明  
賃金指導官 木戸孝良  
電話 024-536-4604

## 福島県最低賃金の改正を諮問

— 現行の時間額689円の改正を調査・審議 —

福島労働局長（引地睦夫）は、福島地方最低賃金審議会（会長 鈴木和郎）に対し、福島県最低賃金（現行時間額689円）の改正を諮問します。

同審議会の開催日時は次のとおりです。

日時 平成27年7月6日（月）10:00～

場所 福島合同庁舎3階共用会議室（福島市霞町1-46）

※ 会議は公開。諮問の際の写真撮影可

※ 福島地方最低賃金審議会は、労働局長の諮問を受けて、最低賃金改正の調査・審議を行った後、労働局長に改定額について答申します。

その後、労働局長の決定・公示を経て改定された最低賃金が発効します。（別添参照）

## 福島県最低賃金について

- 1 福島県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用される最低賃金です。
- 2 現行は時間額689円（効力発生日 平成26年10月4日）です。  
福島県最低賃金の金額の推移は表1のとおりです。
- 3 厚生労働省の中央最低賃金審議会は、各都道府県を①所得・消費②給与③企業経営に関する指標により、AからDの4ランクに区分けし、このランクごとに地方の最低賃金の改正額の目安となる引上げ額を示しています。福島県はDランクであり現行の時間額689円は全国31位となっています。（表2）
- 4 福島地方最低賃金審議会委員は表3のとおりです。

表1 福島県最低賃金の金額の推移

年度	時間額（円）	引上げ額（円）	引上げ率（%）	発効日
平成 22	657	13	2.0	平成 22.10.24
23	658	1	0.2	23.11.2
24	664	6	0.9	24.10.1
25	675	11	1.7	25.10.6
26	689	14	2.1	26.10.4

表3 福島地方最低賃金審議会委員

		(会長 鈴木 和郎)	(五十音順)
	氏 名	現	職
公益を代表 する委員	遠藤 明子	福島大学経済経営学類准教授	
	貴田岡 信	福島大学経済経営学類准教授	
	鈴木 和郎	公認会計士	
	藤野 美都子	福島県立医科大学医学部教授	
	楨 裕康	弁護士	
労働者を代 表する委員	稲月 美弥子	ライフフーズ労働組合中央執行副書記長	
	遠藤 徳雄	日本労働組合総連合会福島県連合会副事務局長	
	中澤 智昭	自動車総連福島地方協議会副議長	
	深谷 浩明	JAM南東北福島県連絡会副事務局長	
	八巻 正一	電機連合福島地方協議会事務局長	
使用者を代 表する委員	石井 浩	福島県商工会議所連合会常任幹事	
	今泉 秀記	福島県商工会連合会専務理事	
	佐藤 卓也	福島県経営者協会連合会理事	
	渋谷 順子	渋谷レックス株式会社 代表取締役	
	鈴木 義仁	福島県中小企業団体中央会副会長兼専務理事	

# 地域別最低賃金の改正の手順

以下の手順を経て、都道府県労働局長が地方最低賃金審議会の答申を踏まえて改定。

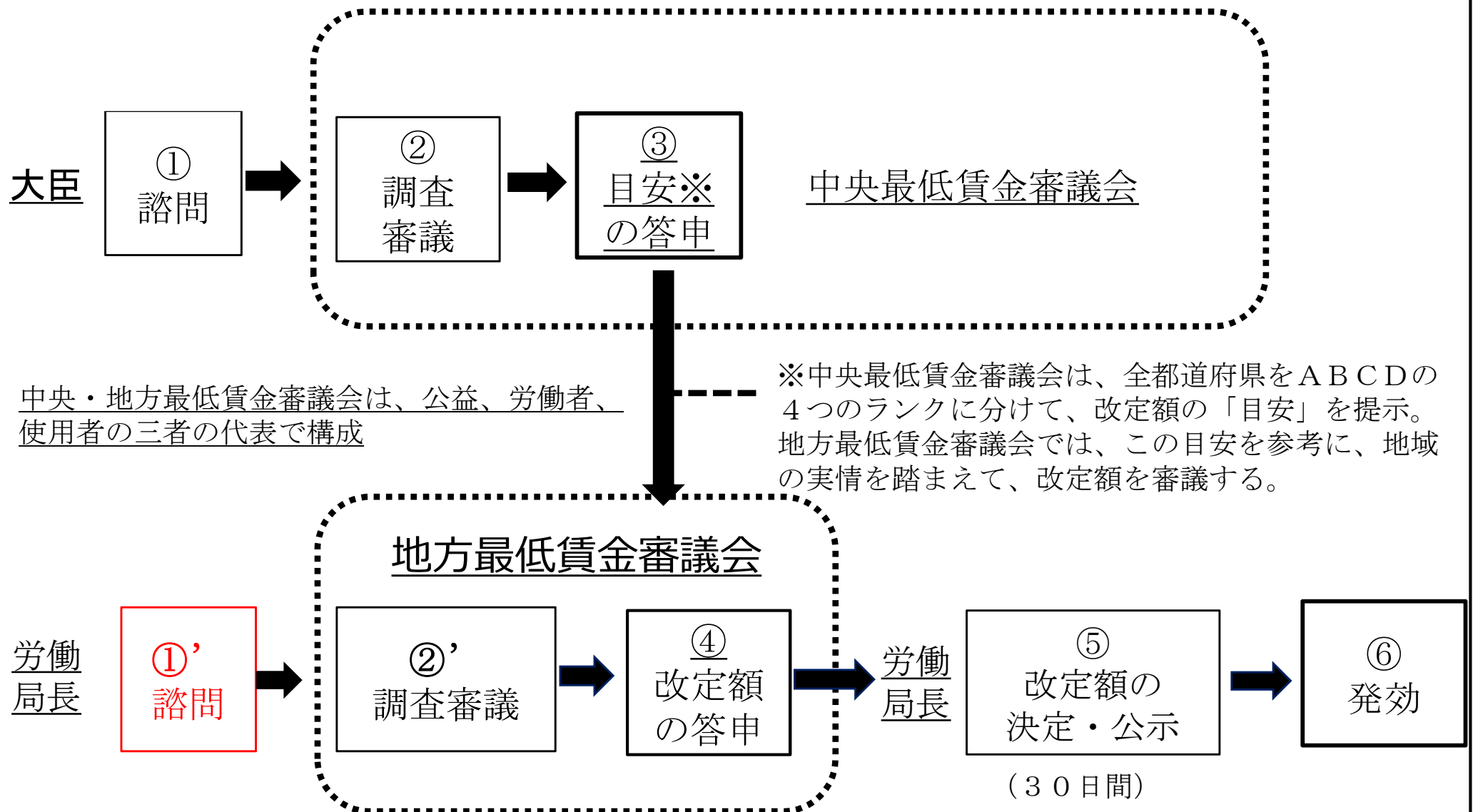


表2 全国の最低賃金（現行）

目安ランク	都道府県名	最低賃金額
A	東京	888
A	神奈川	887
A	大阪	838
A	愛知	800
A	千葉	798
B	埼玉	802
B	京都	789
B	兵庫	776
B	静岡	765
B	三重	753
B	広島	750
B	滋賀	746
B	栃木	733
B	茨城	729
B	長野	728
B	富山	728
C	北海道	748
C	岐阜	738
C	福岡	727
C	奈良	724
C	群馬	721
C	山梨	721
C	岡山	719
C	石川	718
C	福井	716
C	新潟	715
C	和歌山	715
C	山口	715
C	宮城	710
C	香川	702
<b>D</b>	<b>福島</b>	<b>689</b>
D	山形	680
D	愛媛	680
D	青森	679
D	秋田	679
D	島根	679
D	徳島	679
D	岩手	678
D	佐賀	678
D	鹿児島	678
D	鳥取	677
D	高知	677
D	長崎	677
D	熊本	677
D	大分	677
D	宮崎	677
D	沖縄	677